

宣言内容等の変更手続きについて

宣言の取組内容や企業情報等に変更のある場合は、「宣言内容変更届出書」に事業所・団体名、担当及び変更のある箇所を記入し、郵送・FAX・メールのいずれかにより御提出願います。

1 宣言内容届出書の送付先について

(1) 郵送の場合

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課 宣言事業担当あて

(2) メールの場合

アドレス：danjyo@pref.shizuoka.lg.jp
件名：「宣言事業所 変更届（事業所・団体名）」で送信願います。

(3) FAXの場合

静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課 宣言事業担当あて
FAX番号：054-221-2941

2 宣言登録証について

宣言内容変更届出書を御提出いただいてから、2～3週間で更新登録証を郵送させていただきます。届きましたら、旧登録証との差し替えをお願いいたします。

3 問い合わせ先

宣言登録について御不明な点がございましたら、下記連絡先へお問い合わせください。

静岡県男女共同参画課 電話番号：054-221-3363

メール：danjyo@pref.shizuoka.lg.jp